

四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託  
プロポーザル実施要領

**1. 業務の概要**

(1) 業務名

四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託

(2) 業務の目的

本市が令和5年3月に策定した「四日市市デジタル人材育成計画」に基づき、デジタル人材としてDX推進を担う職員の育成研修を、役割別に効果的かつ円滑に実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託仕様書」に示すとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

**2. 予算（見積限度額）**

17,248,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**3. 参加資格要件**

次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 本市又はその他の官公庁の職員に対する、デジタル分野に関する動画研修及びワークショップ形式の集合研修の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 四日市市入札参加資格者名簿に登載があること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までの間、四日市市より入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (6) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

#### 4. 候補者の決定方法（全体スケジュール）

|      |    |     |     |                       |
|------|----|-----|-----|-----------------------|
| 令和6年 | 4月 | 5日  | （金） | プロポーザル実施要領等の公告        |
| 令和6年 | 4月 | 15日 | （月） | 参加申込書類の提出期限及び質問受付期限   |
| 令和6年 | 4月 | 17日 | （水） | 参加資格要件の確認結果通知         |
| 令和6年 | 4月 | 18日 | （木） | 質問回答期限                |
| 令和6年 | 4月 | 22日 | （月） | 参加資格要件の確認結果の説明要求期限    |
| 令和6年 | 4月 | 24日 | （水） | 参加資格要件の確認結果の説明        |
| 令和6年 | 5月 | 7日  | （火） | 企画提案書等の提出期限           |
| 令和6年 | 5月 | 10日 | （金） | 審査委員会の開催（審査要領の事前説明）   |
| 令和6年 | 5月 | 17日 | （金） | 第1次審査（書類審査）           |
| 令和6年 | 5月 | 21日 | （火） | 第1次審査結果の通知            |
| 令和6年 | 5月 | 28日 | （火） | 第2次審査（第1次審査上位3者、面接審査） |
| 令和6年 | 5月 | 30日 | （木） | 第2次審査結果の通知            |

※参加者が3者以下の場合は、第1次審査（書類審査）は実施せず、以降の日程を繰り上げ、令和6年5月17日に第2次審査（面接審査）を実施する。

#### 5. 質問・回答

質問は原則電子メールへ添付の「質問票」（様式3）により受け付ける。回答は電子メールにより、全ての質疑を全参加意向申出者に対して通知する。

#### 6. 参加申込および資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する事業者（以下「参加意向申出者」という。）は、参加申込書類の提出期日までに下記書類を持参又は郵送により提出し、参加申込を行うこと。なお、協力会社の講師を起用する場合は、当該事業者の②～③の書類もあわせて提出すること。

##### ・参加申込書類

① 参加意向申出書（様式1）

② 会社概要（任意様式）

本社及び営業所の所在地、代表者、資本金、従業員数を記載すること。

③ 同種業務実績（様式2）

#### 7. 参加資格要件の確認結果通知

提出された参加申込書類に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和6年4月12日付「確認結果通知書」（様式4）により、全ての参加意向申出者に電子メールにて通知する。

#### 8. 参加資格要件を満たしていなかった参加意向申出者に対する理由説明

(1) 参加資格要件を満たしていなかった参加意向申出者に対しては、確認結果通知書（様式4）

- において、参加資格要件を満たしていなかった理由を合わせて電子メールにて通知する。
- (2) 通知を受けた者は、指定の期日までに書面（任意様式）により市長に対して説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の説明要求に対する回答については、指定の期日までに書面により回答する。

## 9. 企画提案書等の提出

「企画提案書作成要領」（資料1）を参照の上、企画提案書等の提出期日までに、一括して持参又は郵送により、15部（正本1部、副本14部）提出するものとし、分割提出は認めない。あわせて電子メールによりデータを送付すること。

## 10. 審査方法

「四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託審査要領」（別紙）のとおり。

### 11. 審査結果の通知

審査結果は、各応募者へ「プロポーザル審査結果通知書」（様式6）にて以下の内容を記載し、電子メールにより通知する。また、第2次審査の結果については、市ホームページに掲載する。

○審査結果

- ・通知相手先の順位と総合点数
- ・受託候補者の名称と総合点数

### 12. 非選定理由に関する事項

- (1) 第1次審査および第2次審査において選定されなかった者は、審査結果についての書面が通知された日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に基づく回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- (3) 説明書請求の受付場所は、四日市市役所 デジタル戦略課とする。

### 13. 提出書類の取扱い

- 提出書類は応募者へ返還しない。
- 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

### 14. 契約

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、参考見積金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該受託候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価

した応募者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、次点者としての権利は、令和6年6月28日（金）をもって消滅することとする。

#### 15. 問い合わせ先・書類提出方法

|         |                                    |   |
|---------|------------------------------------|---|
| 持 参     | 期日の午後5時まで                          | 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号<br>総務部 デジタル戦略課（市役所7階） |
| 郵 送     | 期日必着                               |   |
| E-mail  | 期日の午後5時まで（送信を<br>電話で連絡すること）        | digital@city.yokkaichi.mie.jp               |
| TEL/FAX | TEL:059-354-8106 /FAX:059-352-7530 |   |

#### 16. その他

- (1) プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 応募を取り下げの場合は、速やかに参加辞退届（様式8）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
  - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ・ 提案内容に虚偽がある場合
  - ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (4) 本プロポーザルに係る情報については、「四日市市情報公開条例(平成12年9月29日条例第63号)」に基づき取り扱う。
- (5) その他、必要な事項が生じた場合は審査委員会が別に定めることとする。